



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 1 日 (水)
号外第 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (19) (任用課) 2
- ◇ 人委告示 選考により採用する職の一部改正 (3) (〃) 4

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(競争試験による採用又は昇任の方法)</p> <p>第4条 第19条に掲げる職以外の職への採用は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条及び第15条の選考による場合を除き、<u>採用候補者名簿</u>に記載されている者のうちから行わなければならない。</p> <p>2 <u>全ての職への昇任は、昇任候補者名簿に記載されている者のうちから行うことができる。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、前2項の規定により採用又は昇任を行う場合においては、あらかじめ、人事委員会に対して、採用又は昇任の候補者の提示を請求しなければならない。</u></p>	<p>(競争試験による採用又は昇任の方法)</p> <p>第4条 第19条に掲げる職以外の職への採用<u>又は公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長補佐及びこれに相当する職以下への昇任は、</u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条及び第15条の選考による場合を除き、<u>任用候補者名簿</u>に記載されている者（以下「任用候補者」という。）のうちから行わなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定により採用又は昇任を行う場合においては、任命権者は、採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者の提示を、</u>あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。</p>
<p>(選択の結果についての通知)</p> <p>第7条 任命権者は、任用候補者<u>（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）</u>のうちから採用又は昇任を行う者を選択したときは、その結果を人事委員会に通知しなければならない。</p>	<p>(選択の結果についての通知)</p> <p>第7条 任命権者は、任用候補者のうちから採用又は昇任を行う者を選択したときは、その結果を人事委員会に通知しなければならない。</p>
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）第2条に規定する身体障害者又は精神障害者をもって補充しようとする職</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をもって補充しようとする職</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第3号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用する職）の一部を次のように改正し、平成28年6月1日から施行する。

平成28年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、<u>公文書館の専門員の職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者をもって補充しようとする職</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職<u>及び公文書館の専門員の職</u></p> <p>2～4 略</p>